



令和6年度
保育所等申し込みのご案内

八 街 市 役 所
子育て支援課 保育係
〒289-1192 八街市八街ほ 35-29

TEL 043-443-1693

八街市ホームページアドレス <http://www.city.yachimata.lg.jp>

入園児童満年齢表

令和 6 年 4 月 1 日現在

クラス年齢	生 年 月 日	就学前までの期間
5歳クラス	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日 (2018年) (2019年)	令和7年3月31日 (2025年)
4歳クラス	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日 (2019年) (2020年)	令和8年3月31日 (2026年)
3歳クラス	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日 (2020年) (2021年)	令和9年3月31日 (2027年)
2歳クラス	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日 (2021年) (2022年)	令和10年3月31日 (2028年)
1歳クラス	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日 (2022年) (2023年)	令和11年3月31日 (2029年)
0歳クラス	令和5年4月2日 ~ 令和5年10月1日 (2023年) (2023年)	令和12年3月31日 (2030年)
産休明け	(4月1日が57日目にあたる) 令和5年10月2日 ~ 令和6年2月3日 (2023年) (2024年)	令和12年3月31日 (2030年)

保育所

保育所とは、保護者が就労・病気・介護・看護・出産などの事情で0～5歳のお子さまを保育することができない場合に、保護者にかわってお子さまを保育することを目的とした児童福祉施設です。

※「幼児教育の場」「小学校の入学準備」「集団生活に慣れる」等の理由では入所できません。

認定こども園

認定こども園とは、0～2歳のお子さまについては保育を目的とし、3～5歳のお子さまについては、教育・保育を一体的に行う施設です。

小規模保育事業所

小規模保育事業所とは、保護者が就労・病気・介護・看護・出産などの事情で0～2歳のお子さまを保育することができない場合に、保護者にかわってお子さまを保育することを目的とした児童福祉施設です。

～ 子ども・子育て支援新制度について ～

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国的に施行された新たな制度です。

主な目的は次の3点となります。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大、確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

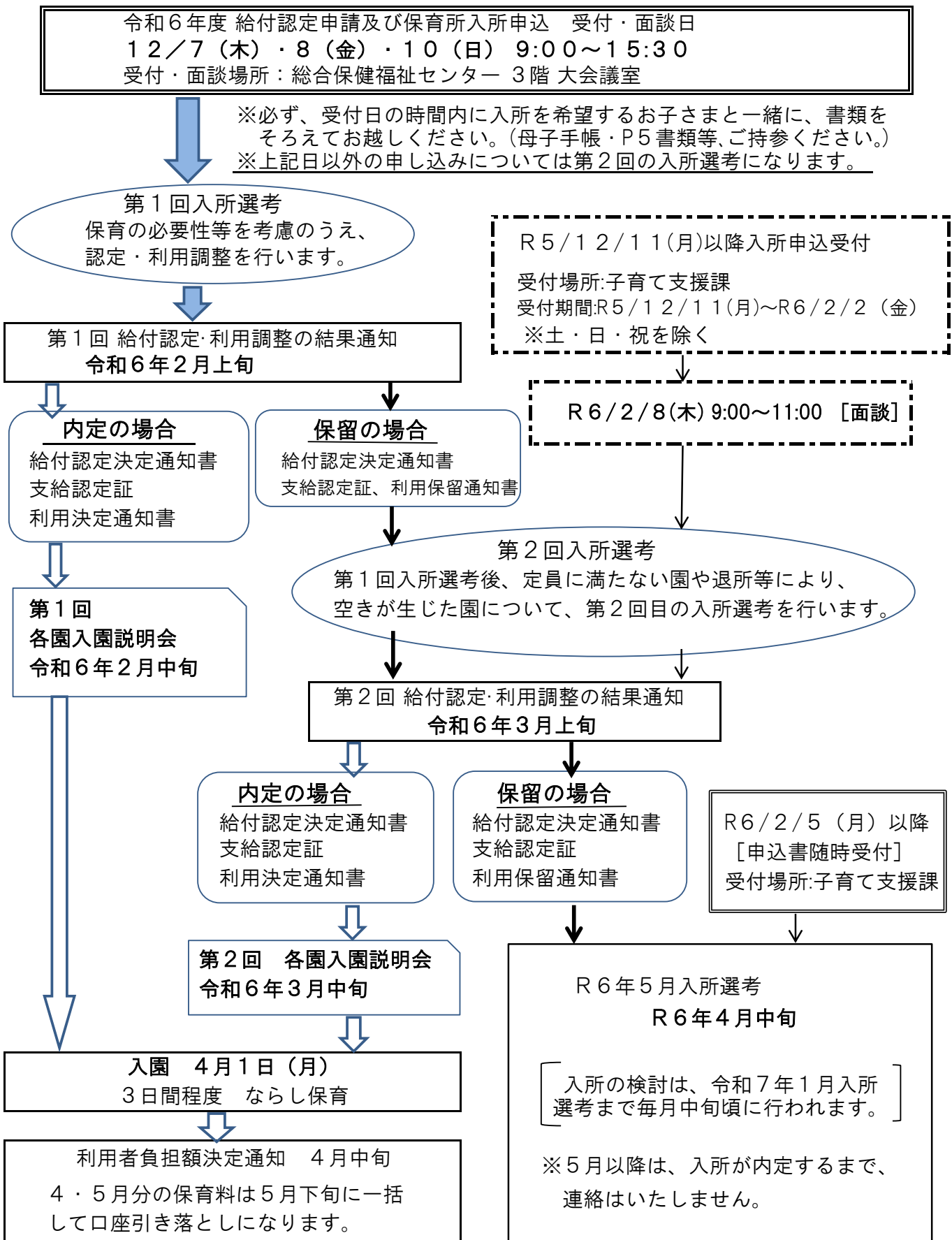
この新制度施行にあたり、今までとは保育園の利用を含めた手続きが大きく変わりました。次頁からの案内をよくお読みください。また、不明な点がございましたら、八街市子育て支援課までご連絡ください。

もくじ

1. 給付認定申請・保育所等申し込みから入所まで	P. 1
2. 給付認定について	P. 2
保育の必要量について	P. 2
2号・3号認定の事由について	P. 3
事由ごとの認定期間・保育の必要量について	P. 3
3. 入所の申込みについて	P. 4
申込み先	P. 4
受付について	P. 4
保育所開所時間	P. 4
産休明け保育	P. 4
4. 申込みに必要な書類及び申請方法について	P. 5
個人番号(マイナンバー)の記載・提示について	P. 6
5. 入所の決定について	P. 7
6. 入所が保留になった方について	P. 7
7. 入所決定後に必要な書類	P. 7
8. 入所決定後及び保育園等利用時の諸注意	P. 8
9. 入所が決まった方へのお知らせ	P. 8
10. 保育料について	P. 9
①保育料の算定	P. 9
②保育料の金額	P. 9
令和6年度 八街市3号保育料表 《参考》	P. 10
延長(時間外)保育料表	P. 11
③保育料等の納付	P. 11
④保育料の変更	P. 11
☆保育園・認定こども園等 一覧	P. 12
☆八街市内 保育園・こども園等 案内図	P. 13
11. その他の保育サービス	P. 14
①一時預かり事業	P. 14
②子育て支援センター	P. 14
③認可外保育施設	P. 14
★ 保育所等 Q & A	P. 15~17

1. 給付認定申請・保育所等申し込みから入所まで

※令和6年4月の入所を希望される方は、以下が入所までの手続き及びスケジュールになります。



2. 給付認定について

平成27年4月からは、市町村が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さまの年齢といった客観的基準に基づいて、下の3つの区分に認定し、教育・保育の給付^(※)を行います。このため、施設の利用申込みに加えて、給付認定の申請が必要になります。また、認定された区分に応じて、利用できる施設が異なります。

(※) 教育・保育の給付とは、幼稚園・保育園・認定こども園を利用する際、認定を受けた子どもへの給付としてその子どもが利用する施設に支払うものであり、認定を受けた子どもや保護者へ直接給付を行うものではありません。

§ 給付認定した後に、さらに利用調整を行い、希望施設の利用の可否を決定します。§ 認定を受けた場合であっても、ご希望の施設が利用できるとは限りません。

認定区分	事由	利用先
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、主に教育を希望する場合	幼稚園・ 認定こども園（教育利用）
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、保育を希望する場合	保育園・ 認定こども園（保育利用）
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、保育を希望する場合	保育園・ 認定こども園（保育利用）

保育施設の利用を希望する場合は、「2号認定」「3号認定」の申請となります。2号・3号認定を受けるには、次ページで案内する「保育を必要とする事由」が必要となります。

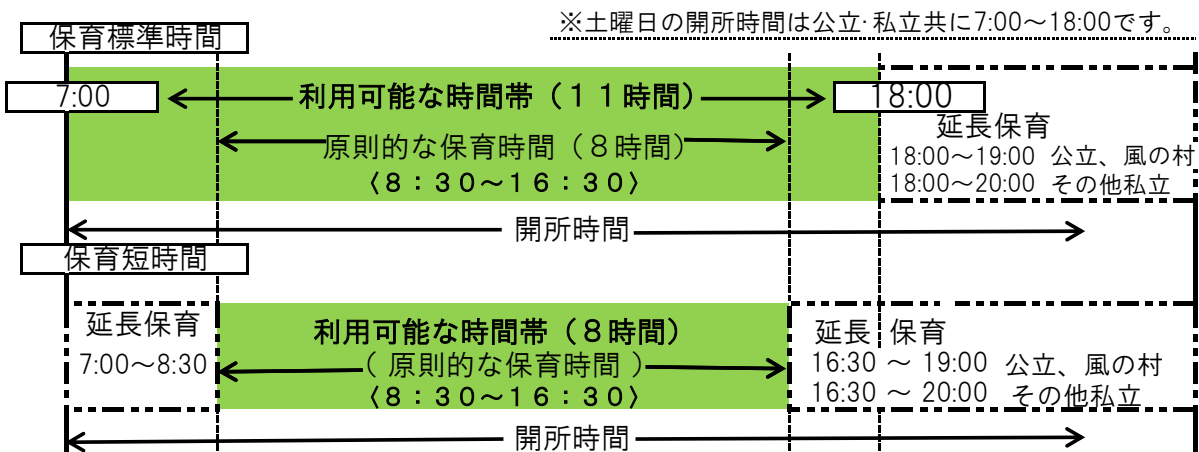
給付認定の申請後に、認定をすることができるかの審査を行い、結果を通知します。給付認定を受けた方には、市から「支給認定証」を交付します。

支給認定証は認定期間中ずっと使用するものになりますので、大切に保管してください。また、施設を利用する際は必ず携帯してください。支給認定の事由に変更が生じた場合、新たな認定証を発行します。その際、旧認定証は返還していただきます。

《 保育の必要量について 》

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、保育の必要量に応じて次のいずれかに区分されます。事由ごとの区分については次ページをご覧ください。

保育標準時間	月120時間以上の就労等の場合、最長1日11時間の保育を行います。
保育短時間	月120時間未満の就労等の場合、最長1日8時間の保育を行います。



それぞれの区分で認定を受けた場合であっても、保護者が現に必要とする時間での施設利用となります。

《 2号・3号認定の事由について 》

2号・3号認定の申請をする際は、保護者の**保育を必要とする事由**を確認させていただきます。保育を必要とする事由として認められるのは以下のとおりです。

(1)就労	「月60時間以上」就労している場合
(2)妊娠・出産	母親が妊娠中か出産後間がない場合
(3)疾病・障がい	保護者が病気や怪我のため、または身体や精神等に障がいがあり、お子さまの家庭保育にあたれない場合
(4)介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を、常時介護または看護している場合
(5)災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
(6)求職活動中	求職活動を継続的に行っている場合(就労予定を含む) (認定後90日以内に月60時間以上の就労を開始することが条件)
(7)就学	学校教育法に規定された学校等に在学している、または職業訓練校における職業訓練を受けている場合
(8)虐待・DV	虐待を行っているまたは再び行われるおそれがある場合またはDVにより保育を行うことが困難である場合
(9)育児休業中の 在園児の継続利用	既に保育園等に在園している児童の保護者が、下の子の育児休業を取得し、その間も継続して保育園等の利用が必要と認められる場合
(10)その他	上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合

※事由によって、認定される「認定期間」「保育必要量」が異なります。下記をご覧ください。

《 事由ごとの認定期間・保育の必要量について 》

保育を必要とする事由	認定期間	保育の必要量
(1)就労	提出いただいた就労状況証明書の記載のとおり 就労継続している期間	月120時間以上の就労 …保育標準時間 月120時間未満の就労 …保育短時間
(2)妊娠・出産	入所申込み月(出産予定月2ヶ月前から入所できます)から出産後8週間経過した月の末日まで	保育標準時間
(3)疾病・障がい	提出の診断書に記載された必要な療養期間	保育短時間
(4)介護・看護	介護・看護を継続している期間	介護・看護を要する 時間による
(5)災害復旧	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
(6)求職活動中	認定日から90日目を迎える月の末日まで	保育短時間
(7)就学	卒業または修了日を迎える月の末日まで	就学時間による
(8)虐待・DV	保育が必要と認められる期間	保育標準時間
(9)育児休業中の 在園児の継続利用	育児休業に係るお子さまの出産日より8週間(法定産後休業)終了後から1年を迎える月の末日まで	保育短時間
(10)その他	保育が必要と認められる期間	保育短時間

※支給認定期間中であっても、保育を必要とする事由に変更があった場合は、「認定期間」や「認定事由」「保育の必要量」が変わります。変更があった場合は、2週間以内に届出書の提出が必要です。届出書の提出をいただけない場合は、判明した時点で給付認定が取り消しとなるため退所となります。

3. 入所の申込みについて

《 申込み先 》

申込み時に八街市民で、八街市内の保育所等を希望される方	12/7(木)・12/8(金)・12/10(日)の9時～15時30分の間に、申請関係の書類をそろえて、お子さまと一緒に受付会場へお越しください。
申込み時に八街市民で、八街市外の保育所等を希望される方(※1)	八街市より、希望する保育所等がある市区町村へ協議します。早めに子育て支援課へご相談ください。
申込み時に八街市に住所がないが、八街市内の保育所等を希望される方(3月末日までに転入予定の方)	八街市役所 子育て支援課までご相談ください。 なお、現在住所をおいてある市区町村にご相談いただく場合もあります。
申込み時に八街市に住所がないが、八街市内の保育所等を希望される方(転入予定のない方)	現在住所をおいてある市区町村にご相談ください。 *保育所等の入所については、八街市内在住の方が優先となります。

※1 ・他市区町村に転出予定の場合。

・希望する市区町村に仕事先がある場合で、八街市内の保育所等ではお迎えが間に合わない場合。

ご希望の保育所等の空き状況によっては、お待ちいただく場合もあります。

《 受付について 》

入所を希望するお子さまと一緒に受付日の時間内に書類をすべて整えてお越しください。

郵送での申込みはできません。

※当日、お子さまが体調不良で面談を受けられない場合は、**書類の提出のみ行ってください。**

面談については予備日(12/15(金))をもうけています。面談を受けられない場合は、給付認定および入所の協議ができないため、第2回の入所選考となります。

※12/11日(月)以降は子育て支援課で随時入所申込みの受付を行います。(～R6/2/2まで)

面談はR6/2/8に行います。面談を受けられない場合は4月も入所選考は行えません。

～保育所開所時間～

- 公立保育園(6園)、私立保育園(風の村保育園)
平日…午前7時～午後7時 土曜日…午前7時～午後6時
- 私立保育園(かいたく保育園)
平日…午前7時～午後8時 土曜日…午前7時～午後6時
- 私立認定こども園(2園)
平日…午前7時～午後8時 土曜日…午前7時～午後6時
- 小規模保育事業所(3園)
平日…午前7時～午後7時 土曜日…午前7時～午後6時



☆産休明け保育☆

- 産休明け保育実施園
公立保育園(2園) 八街保育園・朝陽保育園
私立保育園(2園) 生活クラブ風の村保育園八街・八街かいたく保育園
私立認定こども園(1園) 明德やちまたこども園
- 令和6年4月1日入園申込みが可能なお子さまは、4月1日時点で生後57日以上経過している(令和6年2月3日までに出生された)お子さまです。令和5年12月の受付に間に合わない場合は2月2日(金)まで申請可能です。



◎月齢が低いため、通常の保育時間とは異なります。6ヶ月を過ぎた翌月からは通常時間利用可。

平日…午前8時～午後5時まで 土曜日…午前8時～午後1時まで

万全を期してお預かりいたしますが、産休明けの特殊性及び安全確保のため、保育園から連絡があった場合は、至急にお迎えに来ていただく等対応していただかなければなりませんのでご了承ください。

4. 申込みに必要な書類及び申請方法について

申込の際には、下の提出書類のほか、母子健康手帳をお持ちください。
また、必ず申請するお子さまと一緒にお願いします。

★ 必ず必要な書類	★	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書兼保育所等入所申込書		お子さま1人につき1枚必要です。	
		<input type="checkbox"/> 家庭調査書		1家庭につき1枚必要です。	
		<input type="checkbox"/> 児童成育状況・予防接種について		お子さま1人につき1枚必要です。	
		<input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)確認資料(申請書提出者分)		詳細はP.6を参照してください。	
	★	該当するものをご用意ください。父母について1枚ずつ必要です。			
		就労	<input type="checkbox"/> 就労状況証明書(内定・内職含む)	職場の人事担当者等による記入・押印が必要(本人が事業主である場合を除き、本人記入は無効)。内職の方は納品実績のわかるもの(申込前3ヶ月分)	
		妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 出産する子の母子手帳の写し	父母の氏名、分娩予定日のページの写し	
		疾病	<input type="checkbox"/> 診断事由申出書	障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳・介護被保険者証があれば添付してください。	
		障がい			
		介護・看護			
求職活動中		<input type="checkbox"/> 就労確約書	就労先が未定である方。		
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書	学校教育法に規定された学校等に在学している、または職業訓練校における職業訓練を受けている場合(自動車教習所等は含まない)			
	<input type="checkbox"/> カリキュラム・時間割				
その他	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由がわかる書類	災害復旧にあたっている・虐待等のおそれがある場合など。様式の定めはありません。			
該当する方のみ必要です	ひとり親世帯の場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本			
	申請時に兄弟姉妹が幼稚園、障がい児通園施設等を利用している場合	<input type="checkbox"/> 在園証明書	様式の定めはありません。各施設の様式をご用意ください。		
	生活保護受給世帯の場合	<input type="checkbox"/> 保護受給証明書	受給中の場合、ご用意ください。		
	離婚調停中で保護者が別居している場合	<input type="checkbox"/> 事件係属証明書	調停申立書等調停をしていることがわかる書類をご用意ください。		
	障がいのある方が同居している場合	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し			
	65歳未満の祖父母が同居している場合	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由がわかる書類	提出がない場合は入所審査の基準となる指数が減点となります。		
	令和5年1月1日時点で八街市に住所をおいていなかった場合	<input type="checkbox"/> 令和5年度市民税額の課税明細がわかるもの	詳細はP.9を参照してください。		
	同一世帯外に生計を一にしているお子さまがいる場合	<input type="checkbox"/> 利用者負担額の多子世帯に係る特例措置に関する申出書	詳細はP.9を参照してください。		
	保育士の資格を有し、保育所等保育施設に在籍している場合	<input type="checkbox"/> 保育士証の写し			

《 申請に関する注意事項 》

●利用申込みの条件

- ・八街市に住所をおいていること(入所希望月の前月末日までに転入予定の方を含む)
- ・給付認定の事由(P.3参照)に該当し、常時保育が必要であると認められる状態であること

●私立保育園・認定こども園等を希望する方

- ・希望する園の運営上の重要事項(保育料以外にかかる費用など)について、必ず事前によくご確認ください。認定こども園については見学が必要です。

◎個人番号（マイナンバー）の記載・提示について

平成28年1月1日以降、子ども・子育て支援新制度の給付認定を受けて保育園・認定こども園を利用する保護者・児童については、個人番号の届け出が必要になりました。

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」には、申請児童・父母・同居の祖父母の個人番号の記載が必要です。（別居であっても園児や父母を税制上の扶養親族としている場合は記載が必要です。）平成27年11月頃に市から送付された通知カード等を確認のうえ、記載してください。

申請書を受付する際に、提出する保護者の個人番号等の確認を行いますので下記確認資料等をご持参ください。

○個人番号確認資料 《窓口で申請書を提出に来る保護者分のみ必要です。》

下記の(1)(2)(3)のうち、いずれかをご提示ください。

- (1) 個人番号カード（通知カードではありません）。1点のみ
- (2) ①個人番号確認資料（1点）+ ②写真付本人確認資料（1点）の合計2点
- (3) ①個人番号確認資料（1点）+ ③公的機関の発行書類（2点）の合計3点

番号確認	身元（実在）確認	
①個人番号確認資料	②写真付本人確認資料	③公的機関の発行書類（写真なし）
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・個人番号通知カード ・住民票の個人番号記載のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・住基カード ・パスポート ・在留カード ・特別永住証明書 ・その他公的機関の写真付証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童手当証書 ・住所、氏名、生年月日の記載書類（公的機関発行のもの） <p style="text-align: right;">等</p>

○個人番号カード見本



【おもて面】



【うら面】

○通知カード見本



提供いただいた個人番号は、子ども・子育て支援法による給付認定に関する事務（保育園・認定こども園利用に関する事務）に利用し、それ以外の利用目的では使用いたしません。

5. 入所の決定について

給付認定申請書兼保育所等入所申込書受付後、就労等の家庭状況などを審査基準により指数化し、優先度の高い方から順次、入所を決定します。

保育所等への入所は、毎月1日からとなります。慣らし保育が数日あります。

(月の途中からの入所は行っておりません。)

☆決定の方…給付認定決定通知書、支給認定証、保育利用決定通知書を郵送いたします。

☆保留の方…給付認定決定通知書、支給認定証、保育利用保留通知書を郵送いたします。

○内定・保留どちらも利用調整会議(入所の検討)終了後、通知にて結果をご連絡いたします。

○内定の場合、入所保育園にて面談を行っていただき、その後入所決定となります。

○延長保育が必要な方については、面談後お申し込みいただけます。

○申込みにおいて、虚偽の証明や記載等、不正な事実が判明した場合は、入所を取り消します。

○利用保留通知書については、初回のみ送付いたします。

※手続き等で必要な場合は、お手数ですが子育て支援課までご相談ください。

6. 入所が保留になった方について

・保育所等の申込みが保留になった方は、年度内であれば、再度の申込みは不要です。ただし、下記のとおり、申込み内容等に変更があった場合、届け出が必要です。

・保留の方の入所協議については、申込みのあった書類で継続して行い、保育所等の入所が決まり次第、決定月の20日前後に電話で連絡いたします。入所ができない場合は、毎月の連絡はいたしません。

※ 次のような場合には、必ず市役所子育て支援課まで届出書の提出が必要です ※
届出書の提出がない場合、入所が内定しても、取り消しとなります。

☆ 申込内容に変更があった場合

- ・希望保育園の追加・変更
- ・氏名や住所・世帯構成(同居・別居)・電話番号(連絡先)などの変更
- ・就労先や勤務時間、妊娠・出産等、保育の必要性の事由変更

☆ 市町村民税に変更があった場合

☆ 保育所等を利用する必要がなくなり、申込みを取り下げる場合(退職・育休延長など)

☆ 給付認定の有効期間が終了する場合

(P.16の保育所Q&A Q6もご覧ください。)

7. 入所決定後に必要な書類

● 以下の方は、入所後に申込時とは別に書類の提出が必要になります。必ず提出してください。

産休・育休明けの職場復帰で申込みの方	・『就労状況証明書』 ※必ず職場復帰した後、証明書を提出してください。 ・正当な理由がなく、当初の復帰日に復帰していないことが判明した場合は、入所の決定を取り消す場合があります。
就労予定で申込みの方	・就労開始後、『就労状況証明書』を提出してください。 ・就労開始が確認できない場合は、 <u>退所</u> となります。
求職活動を事由に申込みの方	・90日以内に必ず『就労状況証明書』を提出してください。 ・90日以内に就労先が決定しない場合や、就労状況証明書の提出がない場合は、 <u>退所</u> となります。

8. 入所決定後及び保育園等利用時の諸注意

●次の場合には、保育園等または子育て支援課まで届け出が必要です。

届出すべき内容	記入していただく書類のなまえと諸注意
保護者の就労状況が変わったとき (2週間以内)	・就労先で証明した変更後の『就労状況証明書』を提出してください。 ※必ず <u>月60時間以上</u> の就労時間が必要です。
保護者が仕事を辞めたとき 職業訓練等の期間が満了したとき (2週間以内)	・退職・卒業後2週間以内に届け出が必要です。 ※保育を必要とする事由がわかる書類(P5参照)を提出いただきます。提出が無くその事実が判明した場合は、その時点で退所となります。
家庭の状況が変わったとき [同居・別居・転居・出産・離婚・結婚等] (2週間以内)	・『給付認定変更申請書兼申請内容変更届』を提出してください。 ・新たに保育の必要性を証明する書類や税書類の提出が必要になる場合があります。
第2子以降を妊娠したとき (母子手帳を受け取り、必要項目を記入後)	・『母子手帳』をお持ちください。出産予定日のわかるページと父・母欄をコピーさせていただきます。 ・在園中のお子様については、育児休業期間が1年未満の場合、引き続き入所が可能となりますが、1年以上の場合は、出産後8週間経過した月の末日で退所となります。また、出産を理由に退職した場合、退所となる場合がありますので、認定期間等確認のため子育て支援課までお越しくください。 <u>※出産を事由に入所した方は、出産後8週間経過した月の末日で退所となります。</u>
出産後、育児休業を取得するとき	・(育児休業取得時)『就労状況証明書』 ・(育児休業復帰時)『就労状況証明書』取得時と復帰時に1通ずつ必要になります。取得時の証明も復帰後の就労予定日数・時間の記入をお願いします。
退所するとき(原則、月末)	・『退所届』 ※予定がわかっている場合は早めに提出してください。
八街市から転出するとき	

上記と合わせて『給付認定変更申請書 兼 申請内容変更届』の提出が必要な場合があります。
※ご不明な点は子育て支援課までご相談ください。

9. 入所が決まった方へのお知らせ

市内の保育園・こども園等(保育部分)に入所しているお子さまは休日保育の利用が可能です

◎休日保育(日曜日・祝日)

○実施園 八街かいたく保育園

○対象児 市内の保育園・こども園等(保育部分)に入所する満1歳から就学前のお子さままで日曜日及び休日に保護者が就労等により保育を必要とするお子さま。
ただし、原則として通常保育と合わせ1週間あたり6日を超える利用はできません。

○利用手続き等 登録制・予約制となっています。直接実施園へお申込みが必要です。

10. 保育料について

《 ①保育料の算定 》

保育料は、給付認定区分や保護者等の市町村民税額及び令和6年4月1日時点のお子さまの満年齢によって決まります。

なお、市町村民税の年度の切り替えに伴い、9月に保育料の金額を再算定します。

※市町村民税のうち、国、地方公共団体等への寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。

(これらを控除する前の市町村民税額から保育料を算定します。)

	施設利用する月	市町村民税該当年度
利用月と市町村民税課税年度	4月から8月まで	①前年度 市町村民税額 例：令和6年4月分～保育料→令和5年度 市町村民税額で算定
	9月から3月まで	②当年度 市町村民税額 例：令和6年9月分～保育料→令和6年度 市町村民税額で算定

○保育料算定にあたって、市町村民税の課税状況を子育て支援課で調査させていただきます。

○同一世帯外に生計を一にしているお子様がいる場合は、「利用者負担額の多人世帯に係る特例措置に関する申出書」を提出してください。申出書は、子育て支援課にあります。

●市町村民税は、その年の1月1日現在で住んでいた市区町村で課税されます。そのため、令和5年1月2日以降に他市町村から八街市へ転入された方や、単身赴任で八街市に住所をおいていない方は次の書類の提出が必要です。

	対象 (父母それぞれ)	書類名 (以下のいずれか)	備 考
(ア)	給与から市民税を差し引きされている方	令和5年度市民税・県民税特別徴収税額通知書の写し	・令和5年6月頃、職場から配布されたものです。
(イ)	市民税を納付書や口座振替で支払っている方	令和5年度市民税・県民税納税通知書の写し	・納税者氏名と課税明細書(所得金額や控除額、税額計算)がわかる部分が必要です。
(ウ)	(ア)または(イ)に該当しない方	令和5年度市民税(非)課税証明書	・令和5年1月1日時点で住民票のあった市区町村にて発行しています。 ・扶養や控除の額が省略されていないものがが必要です。

※(ア)と(イ)共に該当する場合は、両方を提出してください。

◎市民税が未申告の方または書類の未提出により市民税額を算定することができない場合は、保育料が保育料表該当年齢の最高額になりますので、ご注意ください。

◎3歳児クラスから5歳児クラスのお子さまは保育料は無償になりますが、給食費(副食費・おやつ代)をいただきます。

《 ②保育料の金額 》

具体的な保育料・延長保育料額表については、次ページを参照ください。

○ 令和6年度八街市保育料・副食費（給食費）《参考》

(月額：円)

階層区分		保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
		3号認定 (3歳未満児)	3号認定 (3歳未満児)
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	(0) 0	(0) 0
C1	市町村民税所得割課税額世帯 48,600円	(6,300)	(6,150)
		13,600	13,300
C2-1	市町村民税所得割課税額世帯 48,600円 以上 57,700円 未満	(9,000)	(9,000)
		24,000	23,500
C2-2	市町村民税所得割課税額世帯 57,700円 以上 77,101円 未満	(9,000)	(9,000)
		24,000	23,500
C2-3	市町村民税所得割課税額世帯 77,101円 以上 97,000円 未満	24,000	23,500
C3	市町村民税所得割課税額世帯 97,000円 以上 169,000円 未満	37,800	37,100
C4	市町村民税所得割課税額世帯 169,000円 以上 301,000円 未満	51,800	50,900
C5	市町村民税所得割課税額世帯 301,000円 以上	68,000	66,800

※A及びB階層は無償となります。

※C1・C2-1・C2-2階層の要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯））の第1子の保育料は、（ ）内の保育料となります。

また、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子以降が無償となります。

※C1・C2-1階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子を上記利用保育料額の半額、第3子以降については無償となります。

※C2-2・C2-3・C3・C4・C5階層に属する世帯で同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設通所部、小規模保育事業所、事業所内保育所、家庭的保育事業所、居宅訪問型事業所に入所または児童デイサービスを利用している場合、最年長のお子さまから順に第2子は上記利用者負担額の半額、第3子以降については無償となります。

※市町村民税均等割のみ課税の世帯は、C1階層となります。

※4月から8月分までの保育料は、令和5年度の市町村民税額による階層区分となります。9月分から翌年3月分までの保育料は、令和6年度の市町村民税額による区分となります。ただし、税額控除については、調整控除のみを除き、その他は反映しない取扱いになります。

※お子さまが年度の途中で誕生日を迎えた場合でも当該年度の利用者負担額は変わりません。

※原則、父母が保育料算定の扶養義務者となります。なお、父母やお子さまを祖父母が扶養している場合は、その祖父母などが扶養義務者になることがあります。

○2号・給食費（副食費・おやつ代） ※金額については変更となる場合があります

市立保育園（八街・実住・朝陽・交進・二州第一・二州第二）	4,500円		
生活クラブ風の村保育園八街	900円（主食費） 5,300円（副食費）	八街かいたく保育園	900円（主食費） 5,100円（副食費）
明德やちまたこども園	1,000円（主食費） 4,500円（副食費）	八街泉こども園	400円（主食費） 5,200円（副食費）

○延長（時間外）保育料表

1日の延長時間	30分	1時間	1時間 30分	2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間	4時間 30分	5時間
延長保育料 （月額）	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円

○延長保育料は、3歳児クラスから5歳児クラスの無償化の対象外です。

※延長保育料は、30分単位で600円となります。

※同一世帯から2人以上の就学前児童が市内の保育所等に入所している場合の延長保育料は、年齢の最も高い順に全額、半額、無料となります。

※保育料表のA及びB階層の要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の延長保育料は無料となります。

※保育料表のC1、C2-1及びC2-2階層の要保護世帯等は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子以降が無料となります。

※保育料表のB階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子以降が無料となります。

※保育料表のC1・C2-1階層の要保護世帯等以外の世帯は、支給認定保護者と生計を一にする最年長のお子さまから順に第2子を上記利用保育料額の半額、第3子以降については無料となります。

《 保育料等の納付 》

納付先は、施設によって異なります。

●**保育園**：八街市へ納付

●**認定こども園・小規模保育事業所**：施設に納付（納付方法などは、施設にお問い合わせください。）

●**給食費**：市立保育園は八街市へ納付

私立保育園・認定こども園は施設に納付（納付方法などは各施設にお問い合わせください。）

【保育園を利用される方の納付について】

○保育料は、毎月末日までに口座へ入金をお願いします。（4月を除く）

○保育料は、口座振替で納付いただいております。

○保育園の利用が決定した際には、口座振替の申込書を配布いたしますので、登園初日までに、金融機関へ提出をお願いします。

《 保育料の変更 》

引越しや結婚・離婚、同居や別居、就労状況などの家庭状況の変更により保育料が変わる場合がありますので、**家庭状況に変更が生じた際は、2週間以内に必ず『給付認定申請書兼申請内容変更届』を保育園等に提出してください。**

世帯員の増減により、保育料の算定対象者に変更が生じた場合は、子育て支援課より必要書類の提出をお願いすることがあります。

なお、遅れて確定申告等を行った又は更正や修正を行った場合は、市民税額が確定した翌月から保育料が変更となります。さかのぼっての変更はいたしません。『給付認定申請書兼申請内容変更届』は不要です。

保育料の変更は、原則、変更事由のあった日の翌月から行います。

保育園・認定こども園等 一覧

《 保育園 》

公・私	保育園名	定員	所在地・電話番号	実施事業
公立	八街市立八街保育園	190名	八街市八街に 112 043-443-1727	・産休明け保育 ・延長保育
公立	八街市立実住保育園	140名	八街市八街ほ 215 043-443-1020	・一時預かり ・延長保育 ・子育て支援センター
公立	八街市立朝陽保育園	160名	八街市八街は 21 043-444-0099	・産休明け保育 ・一時預かり ・延長保育
公立	八街市立交進保育園	140名	八街市八街ろ 111 043-444-0519	・延長保育
公立	八街市立 二州第一保育園	70名	八街市山田台 671-1 043-445-4003	・一時預かり ・延長保育
公立	八街市立 二州第二保育園	70名	八街市四木 1938 043-445-5021	・延長保育
私立	生活クラブ 風の村保育園八街	60名	八街市東吉田 8-5 043-440-2008	・産休明け保育 ・一時預かり ・延長保育 ・子育て支援センター
私立	八街かいたく保育園	111名	八街市八街に 66-4 043-442-4545	・産休明け保育 ・一時預かり ・延長保育 ・子育て支援センター

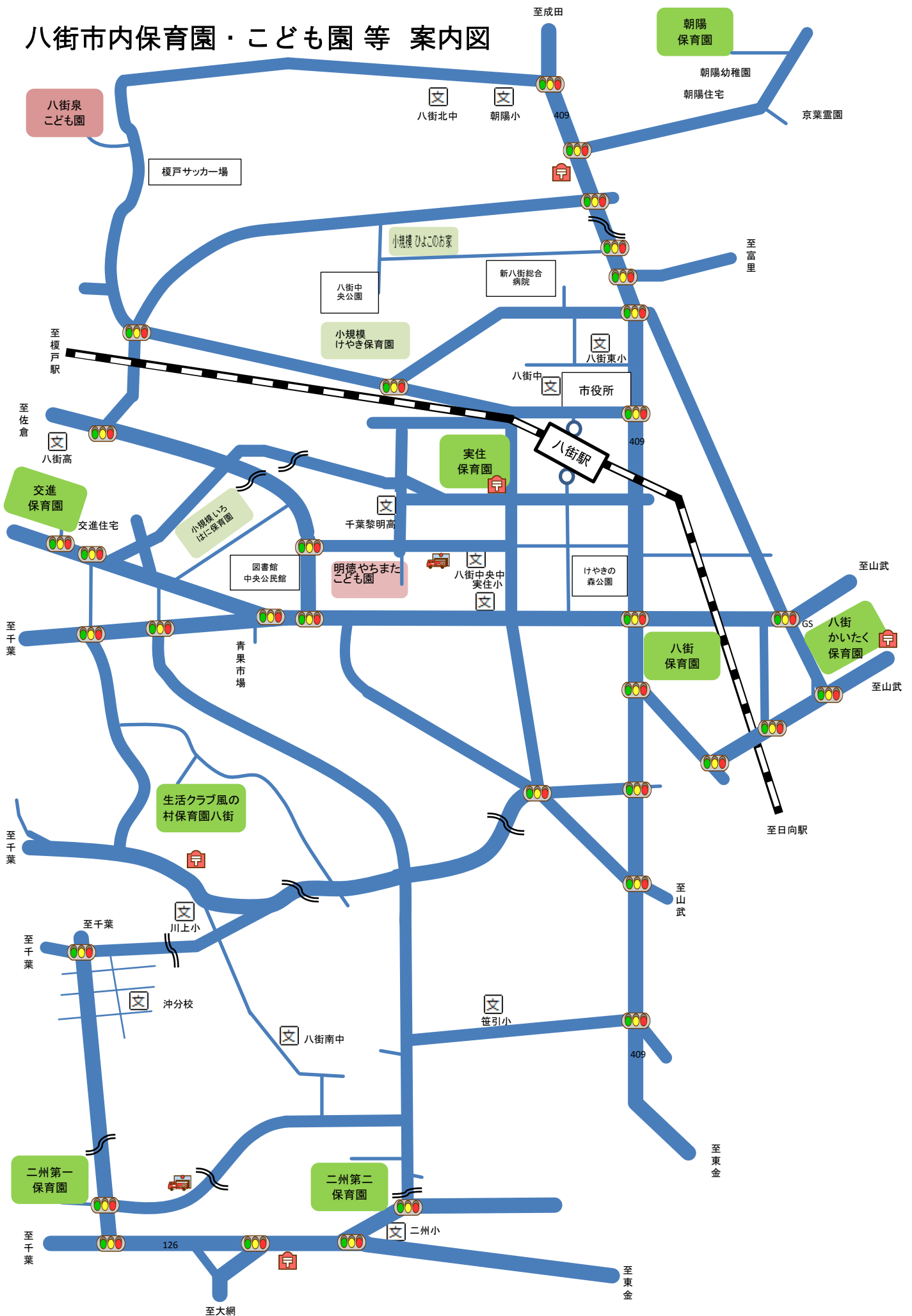
《 認定こども園 》

公・私	保育園名	定員	所在地・電話番号	実施事業
私立	明德やちまたこども園	75名 募集 60名	八街市八街ほ 559-2 043-444-2402	・産休明け保育 ・延長保育 ・一時預かり ・子育て支援センター
私立	八街泉こども園	60名 募集 48名	八街市榎戸 354-2 043-442-1234	・延長保育

《 小規模保育事業所A型 》

公・私	保育園名	定員	所在地・電話番号	実施事業
私立	ひよこのお家	19名	八街市文違 301-221 043-308-9245	・延長保育
私立	いろはに保育園	19名	八街市八街ほ 728-298 043-308-3395	・延長保育
私立	けやき保育園	19名	八街市八街ほ 195-2 043-312-5499	・延長保育

八街市内保育園・こども園等 案内図



11. その他の保育サービス（保育園入所以外のサービス）

☆実施園へ直接申し込んでください。



①一時預かり事業

- | | | |
|------|---|----------------|
| ○実施園 | （公立）実住保育園 | （TEL 443-1020） |
| | （公立）朝陽保育園 | （TEL 444-0099） |
| | （公立）二州第一保育園 | （TEL 445-4003） |
| | （私立）生活クラブ風の村保育園八街 | （TEL 440-2008） |
| | （私立）八街かいたく保育園 | （TEL 442-4545） |
| | （私立）明德やちまたこども園 | （TEL 444-2402） |
| ○対象児 | 市内在住の生後6か月から就学前までの児童で、保育園・幼稚園に入所していないお子さま | |

②子育て支援センター（育児相談、子育てサークル等）

- | | | |
|------|----------------------|----------------|
| ○実施園 | （公立）実住保育園 | （TEL 443-1020） |
| | （私立）生活クラブ風の村保育園八街 | （TEL 440-2008） |
| | （私立）八街かいたく保育園 | （TEL 442-4545） |
| | （私立）明德やちまたこども園 | （TEL 444-2402） |
| ○対象児 | 市内在住の生後6か月から就学前のお子さま | |

③認可外保育施設 民間の保育サービスです

- | | | |
|-----------|--------------|----------------|
| ○スイートMAMA | 八街市八街ほ215-63 | （TEL 312-0756） |
| ○リトルハウス | 八街市八街ほ728-97 | （TEL 443-0435） |
| ○ひだまり保育園 | 八街市八街ほ2-339 | （TEL 442-5500） |



保育所等 Q & A

給付認定について

Q1 給付認定の有効期限はいつまでですか？

A1 有効期限は、保育の必要性の認定にかかる「事由」によって異なります。申請後、発行された支給認定証をご確認ください。

2号認定（満3歳以上で、利用先が保育園・認定こども園(保育利用)）の場合
→認定日から小学校就学前月の末日までの期間が最長の有効期限となります。

3号認定（満3歳未満で、利用先が保育園・認定こども園(保育利用)）の場合
→認定日から3歳の誕生日の前々日までの期間が最長の有効期限となります。

なお、事由が変更になった場合は有効期限も変更となります。

Q2 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間以上の利用ができるのでしょうか？

A2 保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。（P3参照）
ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」となります。実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなるため、保護者が育児短縮勤務等の制度を利用しているなど、認定された必要量に満たない利用となる場合があります。また、お子さんの月齢が6ヶ月未満である場合、「保育の標準時間」の区分と認定されたとしても、保育短時間と同等の利用時間になることがあります。

Q3 給付認定の申請手続きをした際に書類が足りなかった場合、どうなりますか？

A3 認定申請の手続きの際に不備書類があった場合は、保育施設利用を希望する月の申込み締切日までに書類を子育て支援課にご提出ください。締切日に書類が不足していると、給付認定の確認ができないため、保育園等の利用調整をすることもできなくなります。

※支給認定は却下となってしまいうため、書類がそろった時点で改めて給付認定申請および利用申込みをしていただくこととなります。

申込み・入所後について

Q4 現在、求職中ですが、保育施設に入ることはできますか？

A4 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。また、原則として、給付認定を受けた後90日以内に月60時間以上の就労を開始し、就労状況証明書をご提出いただけないときは、給付認定期間が終了となるため、保育施設に入所中の場合でも、その月の末日をもって利用終了（退所）となります。

Q5 保育施設の入所は先着順ですか？また、第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか？

A5 先着順や施設の希望順ではありません。利用の可否は、保育の必要性を指数化し、その点数が高いお子さまから利用を承諾しています。

Q 6 保育所等の入所が保留になった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A 6 年度内（3月まで）であれば、申込みの必要はありません。ただし、仕事が変わった、引っ越ししたなど申込み時から状況が変わった場合は、子育て支援課まで必ずご連絡ください。状況に応じて提出が必要な書類をご案内いたします。また、求職活動中を事由に認定を受けた方については、認定期間が認定日より90日となっております。入所が決定した際には、改めて入所から90日までの認定証を交付いたしますので申請の必要はありません。なお、就労等の状況変更についてご連絡がないまま、保育所入所が決定した場合は、決定が取り消しとなる場合があります。

Q 7 第2希望以下の保育施設で利用を開始した場合、第1希望の保育施設への変更（転園）はできますか？

A 7 年度内（3月まで）はできません。ただし、例年12月頃に翌年度4月の転園の希望（保育所異動願）を受付します。なお、ご希望の保育施設に受け入れの余裕がない場合など、ご希望に添えないことがあります。

Q 8 診断書・就労状況証明書・内定証明書・在学証明書に指定の様式はありますか？

A 8 診断書・就労状況証明書については、八街市指定様式への記入をお願いしています。内定証明書・在学証明書については市指定の様式はありません。内定証明書の場合は、施設利用開始後または就労開始後に、市指定の就労証明書の提出が必要です。

Q 9 施設の利用開始後（入所後）に仕事を辞めた場合は、どうなりますか？

A 9 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用終了（退所）となります。必ず2週間以内にご連絡ください。なお、求職活動を行う場合や、他の保育を必要とする事由に該当する場合など、所定の用紙に記入いただくことにより、継続して施設をご利用いただけます。仕事を辞めて2週間以上経過後もご連絡いただけない場合や、事業所への調査で実際に就労していないことが判明した場合は、その時点で給付認定が取り消しとなるため、退所となります。

Q 10 薬を保育施設で飲ませてもらえますか？

A 10 保育施設によって異なります。公立保育園では、医師処方のある一定範囲の薬については対応しています。薬の処方を依頼できる「くすりの依頼書」が保育園にありますので、記入していただくようになります。私立・認定こども園については、直接園にご確認ください。

Q 11 食物アレルギーがあるのですが、アレルギー除去食は実施していますか？

A 11 保育施設によって異なります。公立保育園については可能な範囲で対応しております。具体的な対応内容につきましてはお子さまの状況によって異なりますので、詳しくは保育園にご確認ください。入園申込みの際に提出いただく「児童の成育状況」に必ずアレルギー有と記入してください。栄養士と面接をしていただき、必要な書類をお渡しします。私立保育園・認定こども園については、直接園にご確認ください。

お子さまの命にかかわる大切なことですので、必ず申し出ていただき、詳細について確認や必要書類の提出等を行ってください。

Q12 八街市から転出することになりました。八街市の保育施設はいつまで利用できますか？

A12 住所を異動する月の末日まで利用できます。転出することが決まりましたら、子育て支援課までご連絡ください。また、「退所届」の提出が必要です。

〈例〉10月25日に住所を八街市から別の市町村に異動した場合→10月末日まで

Q13 八街市から転出することになりました。転出先の市区町村で保育施設の利用をしたいのですが、できますか？

A13 転出先の市区町村に給付認定申請と施設利用の申込みが必要になります。転出日や転出先市区町村によってお手続きが変わりますので、まず、八街市役所子育て支援課にご連絡ください。転出先市区町村の保育施設の状況によっては、ご希望の保育施設が利用できない場合もあります。

Q14 小規模保育事業所とはどのような施設ですか？

A14 子ども・子育て支援新制度により、市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけた定員6人から19人までの施設です。また、認可基準は、認可保育園に準じた基準となっており、A型の職員資格は保育士（幼稚園教諭・看護師等）が基本となっており職員数は、認可保育所の配置基準+1名となっています。

保育料について

Q15 保育料は公立と私立、認定こども園、小規模保育事業所A型で違いはありますか？

A15 ありません。基本の保育料については八街市民の方であれば、公立・私立・こども園・小規模保育事業所の市外を問わず八街市で定めた保育料を徴収しております。ただし、制服代など園によって追加で保育料以外に料金等がかかる場合がありますので、事前に各保育所・こども園・小規模保育事業所にお問い合わせください。

Q16 母子・父子家庭の保育料は無料になりますか？

A16 母子・父子家庭でも課税額がある世帯は保育料がかかります。また、お子さまと同居している祖父母などの課税額も扶養状況によっては加算されることがあります。

Q17 年度途中で年齢が変わった場合、保育料はかわりますか？

A17 変わりません。年度当初(4月1日)現在の満年齢で算定しますので、年度途中で誕生日を迎えて年齢が上がっても、保育料は変わりません。

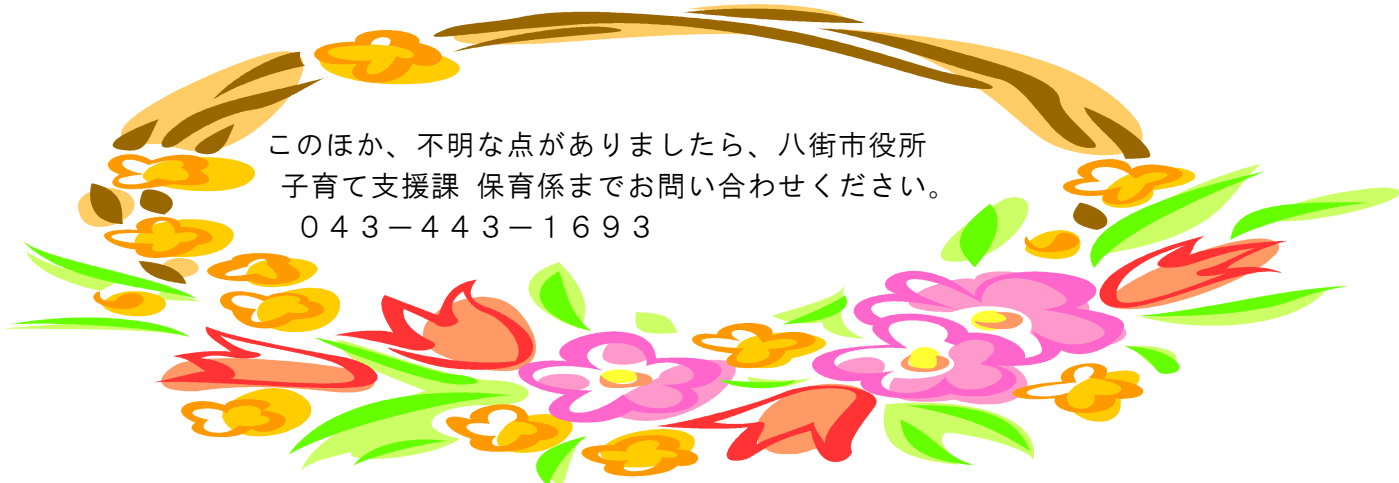
※9月に保育料を再算定します。(このときも4月1日現在の満年齢で算定します。)

Q18 幼児教育・保育無償化とはなんですか？

A18 3歳児クラスから5歳児クラスの保育料が無償になります。ただし、今まで保育料に含まれていた給食費を納めていただくようになります。給食費は保育園等により異なります。

このほか、不明な点がございましたら、八街市役所
子育て支援課 保育係までお問い合わせください。

043-443-1693



MEMO

